

選択式の過去問の学習は、一般的には労働基準法からスタートして、労働安全衛生法、労災、雇用と続きます。

ある程度学習を進めている受験生であれば、法律科目に関しては、3点以上の得点を確保することができます。

特に選択式の学習をしなくても、択一式の学習をしっかりと積んでいれば、法律科目であれば十分にクリアできます。

ただし、労1、社1は別です。

何がどこから出題されるか蓋を開けないと分からないブラックBOX的なところがあり、尚且つ、苦手意識を持っている受験生が多いのでなおさら、集中して学習をする必要があります。

選択式の学習で最優先にすべきことは、労1と社1で、少なくとも過去問10年分しっかりと学習することが必要です。

同様の問題が出題されても自信を持って解答できるように、労1、社1に限っては、繰り返し復習をしてください。

例えば、選択式の過去問をしっかりと学習した受験生であれば、令和元年の社1の択一式は、確実に解答できた問題です。

平成28年 労1 選択式

「平成23年就労条件総合調査（厚生労働省）」によると、現金給与額が労働費用総額に占める割合は約【 A 】である。次に、法定福利費に注目して、現金給与以外の労働費用に占める法定福利費の割合は平成10年以降上昇傾向にあり、平成23年調査では約【 B 】になった。法定福利費の中で最も大きな割合を占めているのが【 C 】である。

A：(4) 8割 B：(2) 6割 C：(2) 厚生年金保険料

選択肢

A… (1) 2割 (2) 4割 (3) 5割 (4) 8割
 B… (1) 3割 (2) 6割 (3) 7割 (4) 9割
 C… (1) 健康保険料・介護保険料 (2) 厚生年金保険料 (3) 児童手当拠出金
 (4) 労働保険料

平成28年の選択式で押さえるポイント

- ① 労働費用に占める現金給与額の割合は、8割
- ② 現金給与以外の労働費用に占める法定福利費は、6割
- ③ 法定福利費の中で最も大きな割合を占めるのが厚生年金保険料

(令和元年 問1)

我が国の常用労働者1人1か月平均の労働費用に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問は、「平成28年就労条件総合調査（厚生労働省）」を参照しており、当該調査による用語及び統計等を利用している。

(A)「労働費用総額」に占める「現金給与額」の割合は約7割、「現金給与以外の労働費用」の割合は約3割となっている。

(B)「現金給与以外の労働費用」に占める割合を企業規模計でみると、「法定福利費」が最も多くなっている。

(C)「法定福利費」に占める割合を企業規模計でみると、「厚生年金保険料」が最も多く、「健康保険料・介護保険料」、「労働保険料」がそれに続いている。

(D)「法定外福利費」に占める割合を企業規模計でみると、「住居に関する費用」が最も多く、「医療保健に関する費用」、「食事に関する費用」がそれに続いている。

(E)「法定外福利費」に占める「住居に関する費用」の割合は、企業規模が大きくなるほど高くなっている。

答えは、Aになります。

令和元年 1-A

「労働費用総額」に占める「現金給与額」の割合は約7割、「現金給与以外の労働費用」の割合は約3割となっている。

(誤り)

7割ではなく8割。3割ではなく2割

- ① 労働費用に占める現金給与額の割合は、8割
- ② 現金給与以外の労働費用に占める法定福利費は、6割
- ③ 法定福利費の中で最も大きな割合を占めるのが厚生年金保険料

①をしっかり覚えていれば、Aの肢で解答可能な問題になります。